

## 第 12 回特定外来生物等分類群専門家グループ会合(昆虫類等陸生節足動物)

### 議事概要

1. 日時 2022年9月29日(木) 10:30~12:00
2. 場所 オンライン会議
3. 出席者(敬称略) (委員) 石井実(座長)、荒谷邦雄、五箇公一、小野展嗣、平井規央、森本信生  
(環境省) 自然環境局野生生物課外来生物対策室長 大林圭司、室長補佐(総括) 水崎進介、室長補佐 高瀬裕貴、野生生物専門官 武藤静、移入生物対策係長 成田智史、外来生物対策係長 堀江彩生  
(農林水産省) 大臣官房みどりの食料システム戦略グループ 課長補佐 古林五月、係員 湊谷陽太

#### 4. 議事概要

##### 【今回指定の考え方について】

(環境省から資料1、参考資料2、3を説明)

- ・(委員全員) 今回指定の考え方について、異議なし。
- ・(五箇委員) ヒアリは分布の拡大が急速で、一度定着すると地中で生息範囲を拡大していくため駆除が困難。農業、家畜、人体、電子機器への影響等、経済的な影響が大きく被害額も多い。他の外来生物よりも格段にリスクが高く、今回の改正によって侵入初期の状況で要緊急対処特定外来生物とすることの意義は大きい。
- ・(荒谷委員) 国民生活の安全と、生態系への影響という文言はどちらも重要だが、資料の中で示される順番がまちまちである。法律で示される順番に統一するなどした方がよい。  
(環境省) 資料の書きぶりは整理するが、今回の指定は基本方針との適合により、人への被害という点から要緊急対処特定外来生物に指定する案である。
- ・(平井委員) 要緊急対処特定外来生物を対象に調査した場合に他の特定外来生物が発見されたら、その場合も駆除ができるのか。  
(環境省) 他の特定外来生物も駆除できる。要緊急対処特定外来生物に関しては非常に強い権限があり、それと疑わしい生物がいた場合にその場所や土地に権限を広げて、移動の禁止や対処指針を守るよう指示できるようになっている。
- ・(森本委員) 同定中は物資を留め置くことができるとのことで、同定には迅速性が求められるだろう。種レベルまで同定するのと、要緊急対処特定外来生物の23種群のいずれかだというレベルまで同定するのでは所要時間に差がある。どのように運用するのか。  
(環境省) 要緊急対処特定外来生物であることが疑わしいとなった段階で、移動禁止の命令ができるようになっており、この点が肝である。その後で同定をする流れになる。
- ・(五箇委員) 今後のサプライチェーンの変化などにより、様々な亜種や系統が入ってくる

こともあると思うが、基本的にはヒアリ類の形態的特徴や行動特性はそう変わるものではなく、それらしいものが見つかれば駆除するということには変わりはない。早期発見システムについては、琉球大学や国立環境研究所などが開発中で、DNA や AI を使って形態から瞬時に概ねヒアリ類であることを判断できる体制をとりたいと思っている。発見時の対処方法についても、ワンプッシュといわれるピレスロイド剤のエアゾールを使った駆除法で対処することも検討している。早期発見及び早期駆除のための技術開発は進めている。

- ・(環境省) 欠席の吉富委員から「対象種の生息エリアへの第三者の立ち入りを禁止することは出来るか」との質問をいただいている。対象種であるヒアリ類が発見されるのはもともと第三者が立ち入れない港湾エリアであるため、第三者の立ち入り制限は今回の改正内容には含めていない。
- ・(環境省) 欠席の吉富委員から「省庁、地方公共団体、事業者に対し要緊急対処外来生物発見時の通報や拡散防止を義務化させることが出来ないか」との質問をいただいている。これについては、外来生物対策のあり方検討会では「むしろ通報や対処をしやすくする体制づくりが大事」との指摘があり、これを受けて、対処指針を活用して事業者への普及啓発を図ることを考えている。

#### 【要緊急対処特定外来生物の選定について】

(環境省から資料2、参考資料5を説明)

##### <指定候補の種群と種名について>

- ・(荒谷委員、小野委員) 種群という言葉は便利だが、この種群はある程度実態のあるものなのか、分類学上認められているものなのか確認したい。種群というと判断に困ることも出てくると思うので、種群で整理するのは良いとして、同時に種名リストは付けるべき。種についての認識はしっかり理解しておく必要がある。

(事務局) 4種群 23種について参考にした論文は形態分類のレビューである。遺伝子解析を用いた論文があればよいが、23種を網羅した論文はないため、この種群の構成が後に変更される可能性もある。現時点での研究成果に従い整理したものである。

- ・(石井座長、小野委員、荒谷委員) 要緊急対処特定外来生物の公表の際は、資料1のp1にあるようなリストで出すのか。一般の方は種群といわれてもわからないし、学名のカタカナ表記もわかりにくい。

(環境省) 公表の際の示し方は検討する。政令での現在の特定外来生物の載せ方は種群となっているため、これはそのままとさせていただく。

- ・(小野委員) 寺山守氏が4種群 23種の和名を提案した文献があるが、この和名を使ってはどうか。

(事務局) 寺山氏の論文は、書籍「ヒアリの生物学」に掲載された和名をそのまま使用したもののだが、当時の会議でアリの専門家から和名は諸説あるので統一できないという意

見がありこのような表記（ヒアリ、アカカミアリ、クロヒアリ以外は和名を表記しない）としている。

（五箇委員）ヒアリの遺伝子解析や分子系統解析は現在進行形で進められており、非常に複雑な系統関係をしているということで、まだ議論中である。和名も統一見解が得られておらず、今の段階で和名を付けてしまうことは混乱のもとになるため、現状このような形となっている。

（環境省）正確性とのバランスも踏まえて公表の際の示し方を考えたい。

<交雑個体について>

- ・（石井座長）指定候補に交雑個体が含まれているが、交雑はどのくらいの頻度で起きているのか。

（事務局）資料2 p 5のサエヴィスイマ種群の欄にヒアリとクロヒアリの交雑事例を載せているが、具体的な頻度は分からない。

<要緊急対処特定外来生物の選定について>

- ・（委員全員）ヒアリ類（ソレノプスイス・ゲミナタ種群、ソレノプスイス・サエヴィスイマ種群、ソレノプスイス・トゥリデンス種群及びソレノプスイス・ヴィルレンス種群に属する種並びに4種群に属する種間の交雑個体）」を資料2の評価の理由に基づいて、要緊急対処特定外来生物に指定するべきであることについて、異議なし。

【その他】

- ・（荒谷委員）どのくらいの範囲に定着すれば「日本に定着」というのか。

（環境省）外来生物法では、ごく一部であっても定着した地域があれば日本に定着したことになる。また、「ヒアリの防除に関する基本的考え方」の中では、総合的に見て同一由来のヒアリの集団の発達を抑えることができなくなった状態を定着と定義している。

（五箇委員）東京港では、局所的に何回もヒアリの巣が見つかっているが、遺伝子解析をしたところ、発見された集団間で遺伝子型が異なっており、多数回侵入を繰り返している可能性が高いことが示された。現状では個体群が継続しているという証拠は得られていない。

- ・（小野委員）牧草に交じって輸入され牧場で外来種のクモが発見されている例が何件か出ている。家畜が食べるもののため、消毒等ができない。
- ・（平井委員）ムネアカハラビロカマキリのように竹の加工品に付随する外来種が増えているため、警戒が必要である。
- ・（五箇委員）コンテナ以外の経路から入ってくるリスクも想定せざるを得ない。経路に応じて、どこで検疫をすべきか、どういった形で駆除すべきか別途検討する必要がある。
- ・（平井委員）今回の法改正で要緊急対処特定外来生物に指定したことによって、どういう効果が得られたかの検証をお願いしたい。

（環境省）運用していく中でやっていくことになろうかと思う。

以上